

INDEX

かいてき
便り

平成 19 年 6 月 1 日発行

第35号

最近の動向

「介護給付適正化プログラム策定委員会」が設置されました

報酬算定・運営基準のQ&A

「介護保険のリハビリテーションに移行後は医療保険のリハビリテーションは利用できないの？」

お知らせ

「地域生活を支える社会資源活用ハンドブック(改訂)」を発行しました

指定更新手続きを開始しました。

「認知症介護研修」ご案内の категория が移行しています。

「悪徳商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

「介護給付適正化プログラム策定委員会」が設置されました

最近の動向

介護サービスを必要とする者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを事業者が法令等に従って適正に提供するよう、東京都と区市町村が一体となって介護給付適正化に向けた取組を推進することをねらいとして、東京都及び区市町村の取組目標等を定める「東京都介護給付適正化プログラム」を策定するため、都は標記委員会を設置しました。委員会では次の事項について検討し、検討結果を年度末に発表する予定です。

検討事項

- (1) 介護給付適正化に係る東京都の基本的な考え方に関すること。
- (2) 区市町村の取組目標に関すること
 - 要介護認定の適正化に関すること
 - ケアマネジメントの適正化に関すること
 - 介護サービス事業者に係る支援及び指導・監督等に関すること
 - その他介護給付の適正化に関すること
- (3) 東京都の取組目標等に関すること

【問い合わせ先】 介護保険課指導担当 TEL03(5320)4595

Q 介護保険のリハビリテーションに移行後は医療保険のリハビリテーションを利用できないの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 原則として、介護保険におけるリハビリテーション(介護リハ)に移行した日以降は、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーション料(医療リハ)は算定できません。

ただし、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療リハを算定する患者となった場合には、新たに医療リハを算定できます。

また、移行当初に医療リハと介護リハの併用が必要な場合は、診療録及び診療報酬明細書に「医療リハが終了する日」を記載し、当該終了する日前の1月間に限り、同一の疾患等について、介護リハ実施日以外の日に医療リハを算定することが可能です。

さらに、言語聴覚療法が必要な利用者の場合、介護リハの事業所に言語聴覚士がおらず、言語聴覚療法が実施できない場合には、介護リハに移行した日以降であっても医療保険における言語聴覚療法を利用することができます。

「地域生活を支える社会資源活用ハンドブック(改訂)」を発行しました

お知らせ

東京都介護支援専門員支援会議では、このたび、「ケアマネージャーのための地域生活を支える社会資源活用ハンドブック(改訂)」を発行しました。利用者を支援する際に、地域の社会資源を効果的に活用するポイント等を解説しています。都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて250円で販売しています。

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

指定更新手続を開始しました

お知らせ

平成20年3月31日に指定有効期間満了となる平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日に指定を受けた居宅サービス事業所及び介護療養型医療施設については、平成19年5月中旬に指定更新申請書及び更新手続のご案内等を発送しました(休止中の事業所を除く。)。事業者指定更新手続については、東京都介護サービス情報で情報提供しています。

東京都介護サービス情報・書式ライブラリー > 05 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/05_jigyosyasiteikosin/index.html)

問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

担当: 介護保険課介護事業者係

施設支援課所管の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護については、別途ご案内予定です。

【認知症介護研修】ご案内のカテゴリーが移行しています

お知らせ

認知症介護の実践者研修、実践リーダー研修や管理者研修などの認知症介護研修募集のご案内については、「高齢社会対策部在宅支援課」HPにて掲載していますので、ご覧ください。

「高齢社会対策部在宅支援課」HP アドレス

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/index.html>

【問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276

「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

お知らせ

東京都生活文化スポーツ局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など高齢者を見守る身近な方々を対象に出前講座を開催します。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員が、悪質商法の最新の手口や被害発見のポイント、対処方法などについて詳しく説明を行います。

講師派遣期間 平成20年3月14日まで (土日祝日も実施<12/29~1/3を除く>)

時間 午前10時から午後8時の間で2時間程度

場所 都内で希望する場所に講師が出向きます。

費用 無料

申込受付期間 **平成20年2月15日(金)まで 【先着200回】**

申込方法 区市町村の消費生活センター窓口またはHP「東京暮らしWEB」からのダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、下記へFAXしてください。

HP「東京暮らしWEB」URL http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de_koza/kourei.html

申込・問合せ先 (社)全国消費生活相談員協会事務局

申込み FAX 03-3448-9830 <FAXのみの受付>

問い合わせ TEL03-5793-7276(9時30分~17時<祝日・年末年始除く>)

その他、悪質商法被害等について、ホットラインも設置しておりますので、通報、相談をお寄せ下さい。

「高齢消費者見守りホットライン」03-3235-1334 (受付9時~17時 土日、祝日除く)

【問い合わせ先】生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 TEL03(5388)3069